

平成28年2月26日
長崎県公安委員会規則第2号
最終改正 令和6年12月13日

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）」、「国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）」に定めるもののほか、自動車運転代行業の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定手続)

第2条 法第5条第1項の規定により認定の申請を行う者は、手数料を納める時に、別記様式第1号の自動車運転代行業認定申請手数料納付書を提出しなければならない。

2 法第5条第2項の規定による通知は、別記様式第2号の認定通知書により行うものとする。

3 法第5条第3項の規定による通知は、別記様式第3号の認定に関する通知書により行うものとする。

4 法第5条第4項の規定による協議は、別記様式第4号の認定に関する協議書により行うものとする。

(認定の取消し)

第3条 法第7条第1項の規定による認定の取消しは、別記様式第5号の認定取消処分通知書を交付して行うものとする。

2 法第7条第2項の規定による協議は、別記様式第6号の認定取消しに関する協議書により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第8条第2項の規定による通知は、別記様式第7号の変更届出に関する通知書により行うものとする。

(廃業等の届出)

第5条 法第9条第3項の規定による通知は、別記様式第8号の廃業等の届出に関する通知書により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 法第21条第3項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証票は、別記様式第9号の身分証明書のとおりとする。

(指示等)

第7条 法第22条第1項及び第25条第2項第1号の規定による指示は、別記様式第10号の指示書を交付して行うものとする。

2 法第22条第1項後段の規定による通知は、別記様式第11号の指示に関する通知書により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、業務の適正な運営を確保するため改善措置を講じるよう注意する必要があるときは、別記様式第12号の注意書を交付して行うものとする。

(営業の停止命令)

第8条 法第23条第1項及び第25条第2項第2号の規定による命令は、別記様式第13号の営業停止命令書を交付して行うものとする。

2 法第23条第3項の規定による協議は、別記様式第14号の営業停止命令に関する協議書により行うものとする。

(営業の廃止命令)

第9条 法第24条第1項及び第25条第2項第3号の規定による命令は、別記様式第15号の営業廃止命令書を交付して行うものとする。

2 法第24条第2項の規定による協議は、別記様式第16号の営業廃止命令に関する協議書により行うものとする。

(細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、自動車運転代行業の認定等に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年長崎県公安委員会規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和6年長崎県公安委員会規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

附 則 (令和6年長崎県公安委員会規則第14号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の次の各号に掲げる規則に定める様式のうち、この規則による改正後の次の各号に掲げる規則(以下「新規則」という。)に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

(2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定等に関する規則

自動車運転代行業認定申請手数料納付書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり自動車運転代行業認定申請手数料を納付します。

手 数 料 の 額	
-----------	--

長公委（交企）第 号
年 月 日

認 定 通 知 書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので、通知します。

認 定 番 号 第

号

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

長崎県公安委員会達第 号

認 定 に 関 す る 通 知 書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった自動車運転代行業の認定については、
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第3項の規定により認定しない
こととしたので通知します。

理 由

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長公委（交企）第 号
年 月 日

認 定 に 関 す る 協 議 書

長 崎 県 知 事 殿

長 崎 県 公 安 委 員 会

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転
代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請があったので、
同条第4項の規定により、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化
に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 申請者の氏名又は名称

2 予定している処分の内容

3 理由

取扱者	長崎県警察本部交通部交通企画課	係
電 話	(代) 095-820-0110	(内線)

長崎県公安委員会達第 号

認 定 取 消 処 分 通 知 書

認 定 年 月 日

認 定 番 号

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、
自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

（教示）

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長公委（交企）第 号
年 月 日

認 定 取 消 し に 関 す る 協 議 書

長 崎 県 知 事 殿

長 崎 県 公 安 委 員 会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり
認定の取消しを行う予定であるので、同条第 2 項の規定により協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

記

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

(1) 認 定 年 月 日

(2) 認 定 番 号

(3) 氏名又は名称

(4) 住 所

2 認定取消しの理由

取扱者	長崎県警察本部交通部交通企画課	係
電 話	(代) 095－820－0110	(内線)

長公委（交企）第 号
年 月 日

変 更 届 出 に 関 す る 通 知 書

長 崎 県 知 事 殿

長 崎 県 公 安 委 員 会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、下記のとおり変更の届出がなされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

記

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

(1) 認 定 年 月 日

(2) 認 定 番 号

(3) 氏名又は名称

(4) 住 所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり

取扱者	長崎県警察本部交通部交通企画課	係
電 話	(代) 095－820－0110	(内線)

長公委（交企）第 号
年 月 日

廃業等の届出に関する通知書

長崎県知事 殿

長崎県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、下記のとおり
廃業等届出書が提出されたので、当該届出書の写しを添えて同条第3項の規定により通知します。

記

1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住 所

(5) 提出年月日

2 廃止の事由

別添（廃業等届出書の写し）のとおり

取扱者	長崎県警察本部交通部交通企画課	係
電 話	(代) 095-820-0110	(内線)

（表）

第		号
身分証明書		
写 真	官 職	
	氏 名	
54.0		
上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。		
年	月	日
長崎県公安委員会		印
85.6		

（裏）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）	
第21条 略	
2 略	
3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

		長崎県公安委員会達第	号
指 示 書			
住 所			
氏名又は名称 殿			
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律		第22条第1項 第25条第2項第1号	の規定により、
次のとおり指示します。			
1 指示事項			
2 理 由			
年 月 日			
長 崎 県 公 安 委 員 会			

（教示）

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長公委（交企）第 号
年 月 日

指 示 に 関 す る 通 知 書

長 崎 県 知 事 殿

長 崎 県 公 安 委 員 会

第 2 2 条 第 1 項
年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
第25条第2項第1号
の規定により指示を行ったので、下記のとおり通知します。

記

1 指示を行った自動車運転代行業者

(1) 認 定 年 月 日

(2) 認 定 番 号

(3) 氏名又は名称

(4) 住 所

2 指示事項等

別紙のとおり

取扱者	長崎県警察本部交通部交通企画課	係
電 話	(代) 095-820-0110	(内線)

別紙（別記様式第11号関係）

指 示 年 月 日	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
その他参考事項	

備考 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

注 意 書

住 所

氏名又は名称 殿

あなたが経営する自動車運転代行業において、下記の行為が確認された。
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないように厳重に注意する。
今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。

記

1 行 為 の 概 要

2 関係法令の規定

年 月 日

長崎県公安委員会

長崎県公安委員会達第 号

營業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

第 23 条 第 1 項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

の規定により、

第25条第2項第2号

次のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

日間

3 理由

年 月 日

長崎県公安委員会

(教示)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長公委（交企）第 号
年 月 日

営 業 停 止 命 令 に 関 す る 協 議 書

長 崎 県 知 事 殿

長 崎 県 公 安 委 員 会

第 2 3 条 第 1 項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の規定により、

第25条第2項第2号

下記のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

記

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

(1) 認 定 年 月 日

(2) 認 定 番 号

(3) 氏名又は名称

(4) 住 所

2 営業停止命令の内容

別紙のとおり

取扱者	長崎県警察本部交通部交通企画課	係
電 話	(代) 095－820－0110	(内線)

別紙（別記様式第14号関係）

命 令 年 月 日 (予 定)	
営 業 停 止 命 令 の 内 容	
営 業 停 止 命 令 を 行 う 理 由	
その他参考事項	

備考 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

長崎県公安委員会達第 号

営 業 廃 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称 殿

第 2 4 条 第 1 項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の規定により、
第25条第2項第3号
次のとおり自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長公委（交企）第 号
年 月 日

営 業 廃 止 命 令 に 関 す る 協 議 書

長 崎 県 知 事 殿

長 崎 県 公 安 委 員 会

第 2 4 条 第 1 項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の規定により、
第25条第2項第3号

下記のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

記

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令を行う理由

取扱者	長崎県警察本部交通部交通企画課	係
電 話	(代) 095-820-0110	(内線)